

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う  
こども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令案について（概要）

こども家庭庁成育局保育政策課

**1. 制定の趣旨**

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）により、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に、乳児等のための支援給付が新設されることとなった。
- 今般、改正法の一部の施行（令和8年4月1日施行）に伴い、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）等について、所要の規定の整備を行う。

**2. 制定の内容**

**① 子ども・子育て支援法施行規則の一部改正**

- 乳児等のための支援給付の創設に伴い、次の(1)から(2)までを定める。

(1) 乳児等支援給付認定の申請等

- ① 子ども・子育て支援法第30条の15第1項の規定により同項に規定する認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）を受けようとする支給対象小学校就学前子ども（同法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

ア 当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る支給対象小学校就学前子どもの居住地）

イ 当該申請に係る支給対象小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び当該支給対象小学校就学前子どもの保護者との続柄

- ② ①の申請書は、特定乳児等通園支援事業者（子ども・子育て支援法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）を経由して提出することができる。
- ③ 特定乳児等通園支援事業者は、関係市町村との連携に努めるとともに、②により①の申請書の提出を受けたときは、速やかに、当該申請書を提出した保護者の居住地の市町村に当該申請書を送付しなければならない。

(2) 特定乳児等通園支援事業者を経由して申請書を提出した場合の乳児等支援支給

## 認定証の交付

(1)の②により特定乳児等通園支援事業者を經由して申請書が提出された場合における乳児等支援支給認定証（子ども・子育て支援法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証をいう。以下同じ。）の交付は、当該申請の際に經由した特定乳児等通園支援事業者を經由して行うことができる。

### (3) 子ども・子育て支援法第30条の15第3項に規定する内閣府令で定める事項

子ども・子育て支援法第30条の15第3項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

ア 乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地及び生年月日

イ 乳児等支援給付認定子ども（子ども・子育て支援法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日

ウ 交付の年月日及び乳児等支援支給認定証番号

エ 乳児等支援給付認定の有効期間

オ その他必要な事項

### (4) 乳児等支援給付認定の取消しを行う場合の手続

① 市町村は、子ども・子育て支援法第30条の18第1項の規定により乳児等支援給付認定の取消しを行ったときは、その旨を書面により乳児等支援給付認定保護者に通知するものとする。

② ①の場合において、市町村は、次に掲げる事項を併せて通知し、乳児等支援支給認定証の返還を求めるものとする。ただし、乳児等支援給付認定保護者の乳児等支援支給認定証が既に市町村に提出されているときは、この限りでない。

ア 乳児等支援支給認定証を返還する必要がある旨

イ 乳児等支援支給認定証の返還先及び返還期限

### (5) 乳児等支援給付認定の変更の届出

① 乳児等支援給付認定保護者は、乳児等支援給付認定の有効期間内において、(1)の①に掲げる事項（以下「届出事項」という。）を変更する必要があるときは、速やかに、乳児等支援支給認定証を添えて、次に掲げる事項を記載した届書を市町村に提出しなければならない。

ア 当該届出を行う乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る乳児等支援給付認定子どもの居住地）

イ 当該届出に係る乳児等支援給付認定子どもの氏名、生年月日及び乳児等支援給付認定保護者との続柄

ウ 届出事項のうち変更が生じた事項とその変更内容

エ その他必要な事項

- ② ①の届書には、①のウの事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(6) 乳児等支援支給認定証の再交付

- ① 市町村は、乳児等支援支給認定証を破り、汚し、又は失った乳児等支援給付認定保護者から、乳児等支援給付認定の有効期間内において、乳児等支援支給認定証の再交付の申請があったときは、乳児等支援支給認定証を交付するものとする。

- ② ①の申請をしようとする乳児等支援給付認定保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

ア 当該申請を行う乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る乳児等支援給付認定子どもの居住地）

イ 当該申請に係る乳児等支援給付認定子どもの氏名、生年月日及び乳児等支援給付認定保護者との続柄

ウ 申請の理由

- ③ 乳児等支援支給認定証を破り、又は汚した場合の②の申請には、②の申請書に、その乳児等支援支給認定証を添付しなければならない。

- ④ 乳児等支援支給認定証の再交付を受けた後、失った乳児等支援支給認定証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

(7) 乳児等支援給付認定の申請を行うことができない小学校就学前子どもの保護者

- ① その教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子どもをいい、満 3 歳未満のものに限る。この①において同じ。）について現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けている保護者は、当該教育・保育給付認定子どもについて、子ども・子育て支援法第 30 条の 15 第 1 項の規定による申請を行うことができない。

- ② その小学校就学前子ども（満 3 歳未満のものに限る。この②において同じ。）が子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 1 条に規定する施設を現に利用している保護者は、当該小学校就学前子どもについて、子ども・子育て支援法第 30 条の 15 第 1 項の規定による申請を行うことができない。

(8) 子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設の利用状況の報告

① その小学校就学前子どもが子ども・子育て支援法施行令第1条に規定する施設を現に利用している保護者は、当該小学校就学前子どもが同条に規定する施設を利用するに至ったときは、次に掲げる事項を記載した書類を当該小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村（②において単に「市町村」という。）に提出しなければならない。

ア 当該小学校就学前子どもの保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

イ 当該小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び当該保護者との続柄

ウ 当該子ども・子育て支援法施行令第1条に規定する施設の名称及び所在地

② その小学校就学前子どもが子ども・子育て支援法施行令第1条に規定する施設を現に利用している保護者は、当該小学校就学前子どもが同条に規定する施設の利用をやめようとするときは、その旨及び前項に掲げる事項を記載した書類を市町村に提出しなければならない。ただし、当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達する場合は、この限りでない。

③ ①及び②の書類は、当該小学校就学前子どもが現に利用している子ども・子育て支援法施行令第1条に規定する施設を経由して提出することができる。

(9) 子ども・子育て支援法施行規則第28条の14の規定による書類の提出と(8)による書類の提出との調整

子ども・子育て支援法施行規則第28条の14の第1項又は第2項の規定による書類の提出をしたときは、(8)の①又は②による書類の提出をすることを要しない。

(10) 乳児等支援給付費の支給

市町村は、子ども・子育て支援法第30条の20第1項の規定に基づき、毎月、乳児等支援給付費を支給するものとする。

(11) 乳児等支援支給認定証の提示

特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を利用しようとする乳児等支援給付認定保護者は、同条第2項の規定に基づき、初めて特定乳児等通園支援を利用しようとするとき（二以上の特定乳児等通園支援事業者が行う特定乳児等通園支援を利用する場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者ごとに当該特定乳児等通園支援事業者において初めて特定乳児等通園支援を利用しようとするとき）その他特定乳児等通園支援を行う特定乳児等通園支援事業者が必要があると認めるときに、当該特定乳児等通園支援事業者に対して乳児等支援支給認定証を提示しなければ

ならない。

(12) 子ども・子育て支援法第 30 条の 20 第 3 項の内閣府令で定める時間

子ども・子育て支援法第 30 条の 20 第 3 項の内閣府令で定める時間は、10 時間とする。

※ 本府令において、この点に関し、次の経過措置を定める。

- ① 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間において、「10 時間」とあるのは、「10 時間（地域における乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、この条に定める時間によることが適当でないと市町村が認める場合にあっては、3 時間以上 10 時間未満の範囲内で当該市町村の条例で定める時間）」とする。
- ② ①により時間を定める市町村は、乳児等支援支給認定証に、(3)のアからオまでの事項のほか、当該市町村の条例で定める時間及び当該時間によることとする期間を併せて記載しなければならない。

(13) 特例乳児等支援給付費の支給

市町村は、子ども・子育て支援法第 30 条の 21 第 1 項の規定に基づき、毎月、特例乳児等支援給付費を支給するものとする。

(14) 子ども・子育て支援法第 30 条の 21 第 1 項の内閣府令で定める事由

子ども・子育て支援法第 30 条の 21 第 1 項の内閣府令で定める事由は、乳児等支援給付認定保護者が同項に規定する申請中期間に特定乳児等通園支援を利用することにつきやむを得ない事情があると市町村が認めるものとする。

- 特定乳児等通園支援事業者に関し、子ども・子育て支援法施行規則第 39 条から第 44 条までの規定（第 39 条第 13 号及び第 17 号並びに第 44 条第 5 号を除く。）を準用し、必要な読替えを定める。

② 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）の一部改正

- 乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）に関する同法第 34 条の 15 第 2 項の認可の申請について、市町村長（特別区の区長を含む。）が当該申請に係る認可をしないことができる場合として同条第 5 項第 3 号に規定された内閣府令で定める場合について、同条第 2 項の認可の申請に係る乳児等通園支援事業を行う事業所の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項第 1 号に規定する教育・保育提供区域をいう。以下同じ。）において、次のアに掲げる数が次の

イに掲げる数に既に達している場合又は当該申請に係る乳児等通園支援事業の開始によって次のアに掲げる数が次のイに掲げる数を超えることになると認める場合を規定する。

ア 特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援を行う事業をいい、市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。）に基づき整備しようとするものを含む。）に係る利用定員（同法第 54 条の 2 第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（イにおいて「申請乳児等通園支援事業開始年度」という。）に係るものに限る。）

イ 当該教育・保育提供区域について子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数（申請乳児等通園支援事業開始年度に係るものに限る。）

### ③ こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 42 号）の一部改正

- 乳児等のための支援給付の創設に伴い、他の法令にかかわらず、こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令に定める様式によることができることとされる対象法令の規定に、子ども・子育て支援法第 30 条の 13 において準用する同法第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項並びに第 15 条第 1 項及び第 2 項を追加する改正を行う。

### ④ その他所要の改正

- ①から③までのほか、所要の改正を行う。

## 3. 根拠条項

- 子ども・子育て支援法第 13 条、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 30 条の 13 において準用する同法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 30 条の 15 第 1 項及び第 3 項、第 30 条の 17、第 30 条の 18 第 2 項、第 30 条の 19、第 30 条の 20 第 1 項から第 3 項まで、第 30 条の 21 第 1 項及び第 4 項、第 54 条の 2 第 2 項並びに第 54 条の 3 において準用する同法第 44 条、第 47 条、第 50 条第 2 項並びに第 53 条
- 児童福祉法第 34 条の 15 第 5 項第 3 号
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（※）による改正後の子ども・子育て支援法施行令第 20 条の 3 において準用する同令第 20 条第 1 項及び第 20 条第 2 項第 4 号

(※) 公布日：令和7年9月（予定）、施行期日：令和8年4月1日

**4. 施行期日等**

○公布日：令和7年11月（予定）

○施行期日：令和8年4月1日